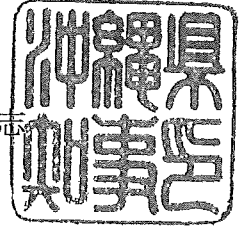


知 基 第 173 号  
国 企 商 観 第 569 号  
東 企 観 第 446 号  
平成28年11月21日

防衛大臣  
稲田 朋美 殿

沖縄県知事  
翁長 雄志



国頭村長  
宮城 久和



東村長  
伊集 盛久



オスプレイの配備撤回及び北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設に伴う  
環境影響評価の再実施について

北部訓練場の過半の返還について、沖縄県、国頭村及び東村は、SACO合意事案を着実に実施することが、本県の基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、その実現を求めてきたところです。

北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業（仮称）については、自然環境の保全に最大限配慮するとの観点から事業者の自主的な判断により、沖縄県環境影響評価条例に準じて環境影響評価の手続が実施されております。

当該手続においては、CH-53ヘリコプターを着陸帯の供用時に使用する機種として騒音等の環境影響評価（調査、予測、評価及び環境保全措置の検討）が行われております。

その後、平成24年10月にオスプレイが配備されたことから、平成24年10月11日付け環政第1565号「MV-22オスプレイの運用に伴う環境配慮について」並びに平成25年度及び平成26年度の事後調査報告書に対する環境保全措置要求において、供用前に環境影響評価（調査、予測、評価及び環境保全措置の検討）を再度実施するよう求めたところですが、未だ実施されず、N-4地区における運用が開始されております。

オスプレイは、CH-53とは飛行の形態、高度、経路等のほか、エンジンの出力等の性能も異なることから、その運用に伴う騒音、低周波音並びにヘリモード時のエンジンからの排気ガスの風圧及び排気熱による生活環境や自然環境への影響の予測の前提は、CH-53と大きく異なるものと考えております。

N-4地区へのオスプレイの運用後は、東村高江地区における騒音が増加し、生活環境及び自然環境への影響が懸念されております。

一方、オスプレイについては、配備に際し再三にわたり反対する旨訴えたにもかかわらず、普天間飛行場に24機が配備され、政府は、その安全性は確認されているとしておりますが、県民の不安は一向に払拭されておらず、配備撤回を求めているところ です。

つきましては、下記のとおり要請するので、その実現に向けて特段の御高配を賜りますようお願いいたします。

## 記

- 1 オスプレイの配備を撤回するとともに、オスプレイの訓練移転や県外配備の早期実現など、実効性のある負担軽減策を講ずること。
- 2 現在建設が進められている4箇所の着陸帯の本格的な運用が開始される前に、早急に次の事項について環境影響評価（調査、予測、評価及び環境保全措置の検討）を再度実施すること。
  - (1) オスプレイの騒音、低周波音並びに排気ガスの風圧及び排気熱による周辺集落の生活環境への影響
  - (2) 同じく騒音等による鳥類等の繁殖及びコミュニケーションの阻害への影響
  - (3) 高温排気及び風圧によるマント群落・ソデ群落、樹木の樹冠部等の損傷の可能性
  - (4) 高温排気による火災並びに周辺の森林の乾燥化及び乾燥化に伴う動物への影響
- 3 航空機騒音及び低周波音のデータについては、沖縄県、国頭村及び東村に毎月速やかに報告すること。